

宜野湾市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

1 監査の期間

令和4年1月11日から令和4年2月28日まで

2 監査の対象

市民経済部 ・ 市民生活課 ・ 環境対策課 ・ 市民課 ・ 産業政策課 ・ 観光農水課
会計課
議会事務局
選挙管理委員会事務局

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和2年度契約関係文書（債務負担行為による契約については、令和2年度で終了となるものを含む。）
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【市民経済部】

○市民生活課

項 目	指 摘 事 項
新城地区学習等供用施設建設事業に係る用地測量業務委託について	当該委託業務に係る契約について、契約書で定められた通知が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。

○環境対策課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○市民課

項 目	指 摘 事 項
宜野湾市市民課窓口業務外部委託契約（契約期間:平成29年10月1日～平成32年9月30日まで）について	当該委託業務に係る契約について、契約書で定められた通知が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。
宜野湾市市民課窓口業務外部委託契約（契約期間:令和2年10月1日～令和7年9月30日まで）について	同上
宜野湾市市民課住民基本台帳システム等入出力業務委託契約について	同上

○産業政策課

項 目	指 摘 事 項
宜野湾市勤労青少年ホーム及び宜野湾市勤労者体育センター自家用電気工作物保安業務委託契約について	当該委託業務に係る契約について、契約書で定められた通知が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。
宜野湾市勤労青少年ホーム及び宜野湾市勤労者体育センター警備業務委託契約について	同上

○観光農水課

項 目	指 摘 事 項
宜野湾市マリン支援センター厨房換気設備改修工事について	当該契約は、市財務規則第117条第2項第8号に則り契約保証金を免除しているが、適用した号に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。
お花でココロを華やかそう事業について	当該委託業務に係る契約について、仕様書に定められた報告書が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。
素敵な旅立ちを彩るフラワー事業について	同上
宜野湾美ら海体験・PR事業について	同上

【会計課】

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

【議会事務局】

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

【選挙管理委員会事務局】

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし